

奈良県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十六年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
いずみ薬局はいばら店	宇陀市榛原下井足一四 一	居宅療養管理指導	平成二十六年三月一日
薬局いかるが調剤	生駒郡斑鳩町興留七一 二一一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十六年二月十九日